

協議第 4 0 号

公民館関係事業（協定項目 2 2 - 1 7 ）について

公民館関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 17 公民館関係事業		整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>公民館関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館運営審議会については、合併時に再編する。</li> <li>2. 地区公民館活動支援事業については、合併時に再編する。</li> <li>3. 公民館窓口・運営については、合併後に再編する。</li> <li>4. 講座・教室開催については、合併後に再編する。</li> <li>5. 文化協会については、合併後に再編する。</li> </ol>					
項目	現 況				調整内容	
	東 村	吾 妻 町				
1. 公民館運営審議会	<p>1. 目的 館長の諮問に応じ公民館における各種事業の企画、実施につき調査審議する。</p> <p>2. 定数 25名以内</p> <p>3. 任期 2年</p> <p>4. 報酬 日額 8,200円</p>	<p>1. 目的 館長の諮問に応じ公民館における各種事業の企画、実施につき調査審議する。</p> <p>2. 定数 20名以内</p> <p>3. 任期 2年</p> <p>4. 報酬 日額 7,700円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 新町に公民館運営審議会を置く。 各館ごとに運営委員会的な組織を置くことができる。 任期 2年 委員数 調整を要する 報酬 新町全般的な方向性により決定する(日額とする) ・報酬は、報酬審議会で再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 公民館長の諮問に応じ、公民館の運営・各種事業に企画立案の審議の必要上公民館毎に設置しておくことが望ましい。</p>			

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 地区公民館 活動支援事業	<p>1 . 公民館分館補助金 東村中央公民館の5分館（五町田、箱島、岡崎、新巻及び奥田分館）に補助金を支出。均等割、人口割、利用割にて支払い。</p> <p>2 . 子ども活動事業補助金 分館が行う地域の子どもの対象としておこなった事業に対し補助する。</p> <p>3 . 団体重点事業補助金 分館が行う特別な事業に対し補助金を交付する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 活動補助については、現行の補助制度と新町全体での均衡の両面を考慮し、新たに包括的な補助制度を検討する。</p>
3 . 公民館窓口 ・運営	<p>1 . 東村中央公民館は建物がないため、管理業務等がない。</p> <p>2 . 五町田、箱島、岡崎、新巻、奥田に5つの分館があり、運営に関しては地元管理になっている。</p>	<p>1 . 中央公民館、太田公民館、岩島公民館、坂上公民館の4公民館がある。</p> <p>2 . 中央公民館 使用料……無料。ただし、個人的な営利を目的とする場合は別に定める料金を徴収する。 休館日……国民の祝日に関する法律に規定する祝日の翌日。1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日まで。 使用時間……午前9時から午後9時まで。 ただし、町長が必要と認めた場合は、このかぎりではない。</p> <p>3 . 太田・岩島・坂上公民館 使用料……規定なし</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後、2～3年を目処に調整する。 公民館各館の、新設統廃合により公民館の適切配置を要する。公民館条例を再編し、各館の管理を一本化する。社会教育法第22条第1項第7号の規定により、施設を公共的利用に供する。必要に応じ、公民館関係条例以外の条例を設け、適切な基準を設けての貸し館を行う。</p> <p>【調整方針の理由】 「社会教育法第5章第20条～42条」および同法「公民館の設置及び運営に関</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		休館日・・・規定なし 使用時間・・・午前 8 時30分から午後10時まで。 ただし町長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。	する基準」に基づき、「市町村その他一定域内の住民のために、実際生活の即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」という公民館の目的達成のために、合併後に再編したい。
4 . 講座・教室 開催	東村中央公民館の例 1 . 主催・共催講座（教室） 地域住民全体を対象とした講座 主に子ども・親子を対象とした講座	中央公民館の例 1 . 主催・共催講座（教室） 地域住民全体を対象とした講座 主に子ども・親子を対象とした講座 主に高齢者を対象とした講座	<b>【調整の区分】</b> 合併後に再編する。  <b>【具体的な調整方針案】</b> 合併後に事業内容等を検討調整する。  <b>【調整方針の理由】</b> 事業は両町村とも特色や地域性があるため、内容の検討を行い再編する。
5 . 文化協会	1 . 名称 東村文化協会 2 . 加盟団体 専門部 9 団体 公民館分館 5 分館（24 団体） 3 . 予算額 801,500 円 （内：補助金 438,000 円）	1 . 名称 吾妻町文化協会 2 . 加盟団体 18 部 85 団体 会員数 1,400 余人 3 . 予算額 2,014,000 円 （内：町費補助金 1,353,000 円） 文化協会補助金 902,000 円 文化祭事業補助金 451,000 円	<b>【調整の区分】</b> 合併後に再編する。  <b>【具体的な調整方針】</b> 文化協会は、両文化協会の意向をふまえ合併後に統合を図るように促す。当面の間、組織形態は、両文化協会の自主性を尊重しながら協力をする。補助金は新基準を策定して統一に努める。 <b>【調整方針の理由】</b> 地域の文化活動の拠点として定着しており合併後も継続して実施する。